○中部地方整備局告示第二百十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月十八日

中部地方整備局長　梅山　和成

その関係図面は、平成二十四年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号及び二十五号	四日市市采女町字小薮一九番三から同市采女町字名倉内部川右岸堤防敷地先まで	中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月十八日五時

○近畿地方整備局告示第二百四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十四年近畿地方整備局告示第十六号の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

別表の項五、指定の有効期間の欄中「平成十九年十二月十八日から五年間」を「平成二十四年十二月十八日から五年間」に改める。

○近畿地方整備局告示第二百四十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十二月十八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号　近畿地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　一般財団法人大阪住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	西谷　富生、岡本　勝

(2)　変更年月日　平成二十四年十二月一日

○近畿地方整備局告示第二百四十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十二月十八日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号　近畿地方整備局長　22

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社オーネックス

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	奥村裕美香
変更後	鶴目裕美香

(2)　変更年月日　平成二十四年十一月三十日

○中国地方整備局告示第百五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月十八日

中国地方整備局長　戸田　和彦

その関係図面は、平成二十四年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岡山県久米郡美咲町原田字七ツ長二一四七番一から同町原田字椿クロ二〇八五番二まで	前	一二・〇〇～一三・〇〇	二五・八〇メートル
	後	一四・五〇～一四・五〇	〇・〇六五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○四国地方整備局告示第百四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
室戸市佐喜浜町字白樫谷四九〇五番一地内	前	一五・九〇～二一・〇〇	七六メートル
	後	二一・〇〇～三二・六六	〇・〇五六キロメートル
高知県安芸郡東洋町野根字ヲチズ甲九〇一番一地内	前	二六・五六～二九・九三	一〇二・四一メートル
	後	一〇二・四一～一〇五・五三	〇・〇三七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○九州地方整備局告示第百七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十号及び四百四十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
志布志市志布志町夏井字牟田二一一番一から同市志布志町夏井字堀内五六五番四まで	前	一八・一九～一九・六九	三〇・八六メートル
	後	一九・六九～四二・六六	〇・〇八八〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十号及び四百四十八号	志布志市志布志町夏井字牟田二一一番一から同市志布志町夏井字堀内五六五番四まで	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月十八日